

税務相談室

子供が家を建てる(2)

前回の紙面では、住宅取得資金を子供に贈与したときの贈与税対策として、本年1月から施行されている住宅取得資金の贈与の特例(非課税枠500万円)と相続時精算課税制度(非課税枠3,500万円)を紹介しました。今回は前回のテーマに引き続き、この二つ非課税枠の違いを比較し、具体的な対処策を検討したいと思います。

真の意味での 非課税枠

住宅取得資金の贈与の特例(非課税枠500万円)は、景気回復を目的とした期間限定の政策減税です。

この特例を使つても相続時精算課税制度のようになると課税関係が生ずることはありませんので、まずはこちらを優先して使つてください。

相続時精算課税制度の本旨は、この制度の下で生前に贈与した財産については、そのときには贈与税をかけない代わりに、あと

■相続時精算課税制度をつかったとき

| | |
|------------------|-------------------|
| 住宅取得費 4,000万円 | |
| 非課税特例 500万円 | 相続時精算課税制度 3,500万円 |
| 相続 | |
| 相続税の課税財産 3,500万円 | |

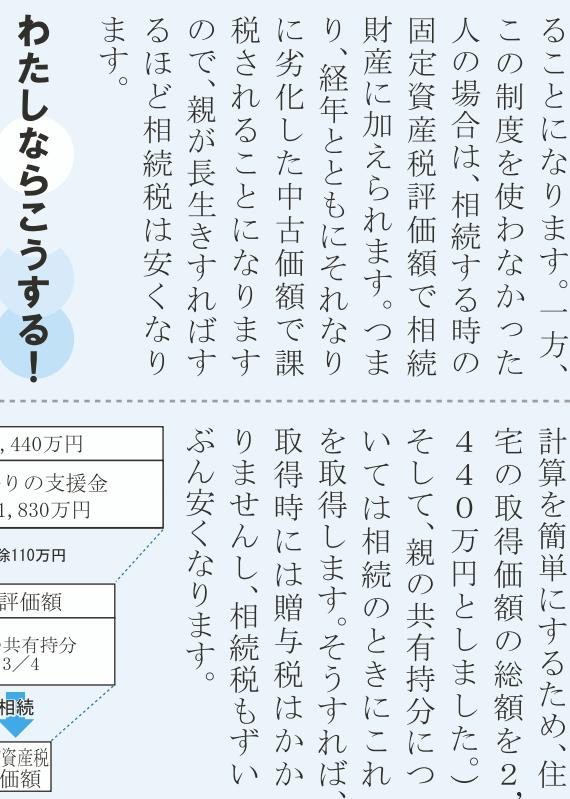
親が長生きすれば するほど差が開く!

産の額が「5,000万円+法定相続人の数×1,000万円」以下の人のことを言います。

それでは次に、相続税の計算に際して、相続時精算課税制度を使った人と、これを使わなかつた人の場合を比較します。ここで「制度を使った人」と言うのは、親から贈与を受けて住宅を取得した時にその登記名義人になつた子供をいい、「これを使わなかつた人」と言うのは、住宅を建築あるいは購入したときにはとりあえずその資金を出した親がその登記名義人となり、相続によってこれを取得した子供のこととなります。

まず、制度を使った人の場合は、生前に贈与を受けられた財産を親の相続財産に加えてもなお相続税のかからない人に限られます。ちなみに、ここで「相続税のかからない人」と言いうのは、課税される相続財

の要望を同時にかなえるためにはどうしたらいいのでしょうか。私なら、住宅の取得時には相続時精算課税制度を使わずに、その取得代金のうち500万円の非課税枠と贈与税の合計額(610万円)に見合う共有持分を子供の名義とし、残りは親の共有持分とします。(図では持分



わたしならこうする!

もつとも、「いま全てを手中にしないと相続の時にはどうなるか分からぬ。」という人の場合は、当面の贈与税を避けるために相続時精算課税制度を使わざるを得ないかも知れません。